

株式会社十和田

定 款

令和8年2月18日 変 更

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社十和田と称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 川魚料理等の飲食店業
2. 飲食店運営に関するコンサルティング事業
3. 食品・飲料の製造販売及び通信販売
4. 食品・飲料の製造販売及び通信販売に関するコンサルティング事業
5. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を埼玉県川口市に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会及び監査役を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告は電子公告とする。ただし、やむを得ない事由があるときは官報に掲載して行ふ。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、20,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当会社の株式を譲渡により取得することについて株主総会の承認を要する。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第9条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に設定者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第12条 当会社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

2 当会社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

### 第3章 株主総会

#### (招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき取締役会長がこれを招集する。取締役会長に事故、もしくは支障があるときは、取締役社長がこれを招集する。

3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面又は電磁的方法により発するものとし、株主の同意がある場合はこれを省略できる。

#### (招集手続の省略)

第14条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

#### (議 長)

第15条 株主総会の議長は、取締役会長がこれに当たる。取締役会長に事故、もしくは支障があるときは、取締役社長がこれに代わる。

#### (株主総会の開催方法)

第16条 当会社は、株主総会において、株主が、インターネットその他の通信手段を利用して遠隔地から出席できる環境を整備することができる。

2 前項に基づき、遠隔地から出席した株主は、実際に出席した株主と同様に、議決権の行使その他株主総会における権利を行使することができる。

#### (決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第18条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任の方法)

第22条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役、会長及び社長)

第24条 取締役会は、取締役の中から取締役会長及び取締役社長各1名を決議によって選定する。

2 取締役会長は、当社を代表する。

3 前項のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。

(役付取締役)

第25条 前条のほか、取締役会は、その決議により取締役の中から、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会の招集)

第27条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会長がこれを招集する。取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。

2 取締役会の招集通知は、各取締役、各監査役に対し、取締役会の3日前までに発する。但し、緊急のときはこれを短縮することができる。

(取締役会の開催方法)

第28条 取締役は、インターネットその他の通信手段を利用して、相互にその発言を同時に知ることができる方法により取締役会に出席することができる。この方法を用いた場合、当該取締役は、取締役会に出席したものとみなす。

(取締役会の決議)

第29条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁記

録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りでない。

## 第5章 監査役

(監査役の員数)

第30条 当社の監査役は、1名以上とする。

(監査役の選任の方法)

第31条 当社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(監査役の報酬等)

第33条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第35条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。